

平成 27 年度

国保 決算状況

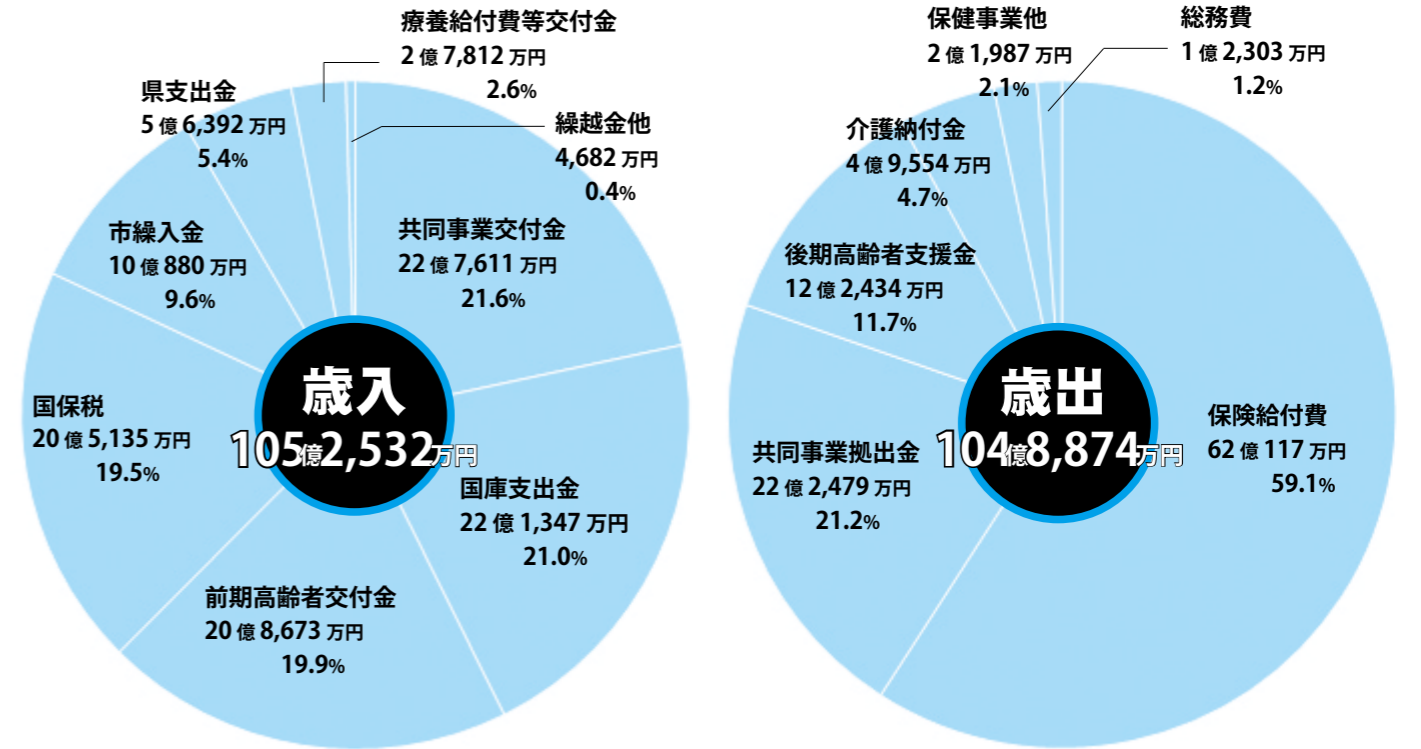
保険課 ☎ 1116

歳入・歳出の内容は

平成 27 年度の歳入合計は 105 億 2,532 万円、歳出合計は、104 億 8,874 万円、874 万円で前年比 113.5% となりました。

歳入は、国庫支出金・県支出金・交付金が歳入の約 7 割を占めています。そのうち、国保財政安定化のための共同事業交付金は前年度と比べ 8.8% 増加しました。なお、歳入の重要な財源である国保税は前年度と比べ 3.6% 減少しました。

歳出は、国保加入者の医療費を賄う保険給付費が歳出の約 6 割を占めています。



医療費の抑制のために一人ひとりができること

自主的な健康づくりに取り組みましょう

健康を維持するには、日頃の適度な運動やバランスの良い食生活の心がけが大切です。

市では、自主的な健康づくりをサポートする「はにぼんチャレンジ」を行っています。特定健診やがん検診を受け、健康講座などに参加してポイントを集めながら、健康を意識した生活をしましょう。ポイントは賞品と交換できます。

※詳細は市ホームページ又は保険課へ問い合わせください。

同じ病気で複数の医療機関を

受診するのはやめましょう

自己判断で複数の医療機関を受診すると、何度も同じ検査や処置、投薬などを行うことになり体に負担がかかります。治療に不安や疑問があるときは、かかりつけ医に相談しましょう。また、かかりつけ薬局やお薬手帳を活用して薬の重複や飲み合わせにも注意しましょう。

なお、病院等で治療中のけが等と同じ理由で接骨院・整骨院にかかった場合は、保険証は使用できません。

交通事故や仕事での負傷は保険証が使えない場合があるため注意しましょう

交通事故等の第三者から受けたけが等の治療費は、加害者に支払義務があります。保険証を使用して医療機関を受診した場合には、市から加害者等へ求償手続きを行う必要があるため、必ず保険課へご連絡ください。なお、仕事や通勤中のけがで労災が適用になる場合、保険証は使用できません。

ジェネリック医薬品を活用しましょう

ジェネリック医薬品に変更することで月々の自己負担額の差額に 300 円以上効果が見込まれる人に、年 2 回（10 月・3 月頃）差額通知を郵送しています。月々の差額は少なくとも一生では大きな節約になりますので、参考にしてください。ジェネリック医薬品への変更には不安がある場合は、かかりつけ医や薬剤師に相談してみましょう。短期間だけ試すことも可能です。

保険証やお薬手帳に貼付して医療機関の窓口で意思表示できる「ジェネリック医薬品希望シール」を保険証やジェネリック医薬品差額通知と一緒に送付していますのでご利用ください。※お手元がない場合は保険課へ問い合わせください。

国保・後期高齢者医療制度加入者は毎年所得申告が必要です

申告を忘れると、保険税（料）の軽減制度が適用されないなど、不利益が生じる場合があります。

【申告が必要な人】

- ・16 歳以上の国民健康保険加入者とその世帯主
- ・後期高齢者医療制度加入者

※国民健康保険・後期高齢者医療制度に未加入の世帯主、加入者で配偶者控除・扶養控除の対象者、所得がない人も申告が必要です。

【申告が不要な人】

- ・確定申告、市・県民税申告をした人
- ・市役所に給与支払報告書、公的年金等支払報告書が提出されている人

【申告方法】

①平成 29 年 1 月 1 日現在市内に住居登録があった人

②平成 29 年 1 月 2 日以降に本庄市へ転入した人

平成 29 年 1 月 1 日に住民登録していた市町村へ申告してください。

75 歳からの医療保険は「後期高齢者医療制度」です

75 歳の誕生日になると、今まで加入していた国保、職場の健康保険、共済組合等の保険から離脱して「後期高齢者医療制度」に加入することになります。

保険証（被保険者証）は、75 歳の誕生日までに市から送付します。後期高齢者医療制度に加入した日以後は、今まで使っていた保険証は使えなくなり、保険証は、保険者（市町村や健康保険組合等）に返還してください。

医療機関にかかるときは、埼玉県後期高齢者医療広域連合が交付した保険証をお持ちください。医療機関の窓口で、医療費の一部（原則 1 割。ただし、現役並み所得者は 3 割）を負担していただきます。

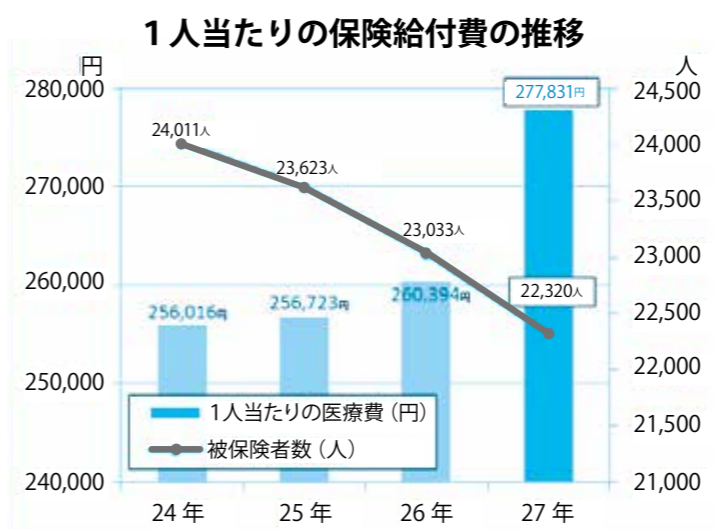
後期高齢者医療制度とは

高齢者世代と現役世代の費用負担や財政運営の責任を明確化し、公平で分かりやすい制度とするために始まった、75 歳以上の人が対象の医療保険制度です。現役世代が加入する医療保険からの後期高齢者支援

| 項目 | 埼玉県全体 | 本庄市 |
|-------------|--------------|------------------|
| 被保険者数 (加入者) | 74 万 3,089 人 | 9,410 人 |
| 保険料 | 5 億 4,273 万円 | |
| 医療費 | 埼玉県全体 | 6,326 億 4,728 万円 |
| | 【1 人当たり】 | 85 万円 |
| 医療費 | 本庄市 | 87 億 5,774 万円 |
| | 【1 人当たり】 | 93 万円 |

金で約 4 割が賄われ、公費で 5 割、残りの 1 割を加入者の後期高齢者医療保険料で賄っています。

国保加入者減少の一方で 1 人当たりの医療費は年々増加



1 人当たりの医療費は増加

市の国保加入者は、後期高齢者医療制度の導入等により、減少傾向にあります。しかし、加入者数が減少する一方で、1 人当たりの医療費は年々増加の一途をたどっています。（※左表参照）特に平成 27 年度は、高額な新薬が認可された影響が大きく、保険給付費の支出額は、平成 26 年度よりも約 2 億円増加しています。

今後新たな特効薬の認可や高額な治療方法が開発されること予想され、保険給付費の増加は続くものと見込まれます。平成 27 年度は、市繰入金約 10 億円のうち、約 5 億円を赤字補填のため一般会計から繰り入れ、運営しています。国保制度を維持するために、医療費の適正化や抑制が求められています。

加入者のみなさんには、医療機関の適正受診等に協力をお願いします。